

ホームレス問題連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市内のホームレス問題について、関係部局が共通の認識を持ち、連携して取組むため、ホームレス問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームレス対策の検討に関すること。
- (2) ホームレス問題に関する情報交換に関すること。
- (3) その他、ホームレス問題に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 連絡会議に議長を置き、保護課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

2 議長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

3 別表に掲げる職にある者は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、保護課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

別表

保健福祉総務課長
保護課長
保護課不正受給対策室長
地域福祉課長
健康推進課長
健康危機管理課長
保健所総務課長
雇用推進課長
住宅整備課長
公園管理課長
土木管理課長
総合治水課長
下水道維持課長
社会援護課長（中央区及び若葉区においては社会援護第一課長及び社会援護第二課長）
健康課長